

# 兵庫県公報

平成30年10月23日 火曜日 第 3048 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 耕地整理組合の組合長臨時代理者の解任（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	8
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11

## 告 示

### 兵庫県告示第907号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、多可郡松井庄村豊部第二豊部耕地整理組合の組合長臨時代理者として指定した次の者を解任したので、告示する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所  
多可郡多可町加美区豊部826番地3
- 2 氏名  
吉水好信

### 兵庫県告示第908号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 多木化学株式会社本社工場  
 加古郡播磨町宮西346番地  
 取締役本社工場長 松 井 重 憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 多木化学株式会社本社工場  
 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設		27号ロ 遠心分離機 (No. 1、No. 2)		
能 力	0.19m <sup>3</sup> /時		90m <sup>3</sup> /時・基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	4	3～5	5～7	5～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3	5	3	5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	200,000	200,000	200	400
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	0.1	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.2	0.2	65/基	65/基	

備考 他工程において節水対策を講ずるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第909号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

伊丹市昆陽北1丁目29番、29番1、29番2、47番、48番、53番の各一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、二クロロ四・六ビス（エチルアミノ）一一・三・五  
ートリアジン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合  
物



**兵庫県告示第910号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地  
方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

平成30年9月20日から平成31年2月28日まで

3 作業地域

神戸市北区山田町上谷上地内



**兵庫県告示第911号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県企業庁北播  
磨・臨海建設事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成30年9月14日から平成31年3月28日まで

3 作業地域

三木市志染町大谷地内



**兵庫県告示第912号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次の  
とおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成30年7月30日から同年9月28日まで

3 作業地域

尼崎市東海岸町地内



**兵庫県告示第913号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次の  
とおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量（再設））

- 2 作業期間  
平成30年8月27日から同年9月12日まで
- 3 作業地域  
西宮市上鳴尾町27番11号地先



**兵庫県告示第914号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
口 金 近 (2)	佐 用 郡	佐 用 町	口 金 近	下 河 原	41番1の一部、41番9の一部、41番10、44番1の一部、45番の一部、48番1の一部、49番の一部、50番の一部、51番の一部、53番1の一部、53番2の一部、56番の一部、51番地先の道路敷の一部、50番から51番に至る地先の水路敷の一部



**兵庫県告示第915号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社相鉄ホテル開発  
代表者の氏名 吉 田 修  
住所 横浜市西区北幸2丁目9番14号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 相鉄フレッサイン神戸三宮  
所在地 神戸市中央区旭通5丁目325番1、325番2、331番、332番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課  
縦覧期間 平成30年10月23日から同年11月5日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成30年10月23日から同年11月5日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局、県民センター	紛失年月日
200 リットル 券	農業	H11 8122748	平成31年 4月13日	1	南あわじ市市青木17-1 あわじ島農業協同組合 本所給油所	淡路 県民局	平成30年 9月4日
100 リットル 券	農業	H11 8122749	平成31年 4月13日	1	南あわじ市市青木17-1 あわじ島農業協同組合 本所給油所	淡路 県民局	平成30年 9月4日
5 リットル 券	農業	H11 8122750	平成31年 4月13日	1	南あわじ市市青木17-1 あわじ島農業協同組合 本所給油所	淡路 県民局	平成30年 9月4日
1 リットル 券	農業	H11 8122751 ～ H11 8122752	平成31年 4月13日	2	南あわじ市市青木17-1 あわじ島農業協同組合 本所給油所	淡路 県民局	平成30年 9月4日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス西二見店  
 所在地 明石市二見町西二見駅前第三丁目26番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成31年5月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,260平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (1) 駐車場の収容台数

- 44台
- (2) 駐輪場の収容台数  
40台
- (3) 荷さばき施設の面積  
66平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成30年9月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年10月23日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成31年2月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ニトリ尼崎店  
所在地 尼崎市大庄北五丁目71番
- 2 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要
  - (1) 騒音に係る事項
    - ア 工場や事業所等を新築する場合、自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝播について、近隣への十分な配慮を行われたい。
    - イ 早朝、夜間の荷さばきについては、苦情が寄せられるケースがある。自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝播について、近隣への十分な配慮を求められたい。
  - (2) 廃棄物に係る事項
    - ア 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進されたい。
    - イ 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

の保管基準に従い、適正に保管されたい。

ウ 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い適正に処理されたい。

エ 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置されたい。

オ 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進されたい。

カ 一般廃棄物を保管する場合は、尼崎市一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管されたい。

キ 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従われたい。

ク 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。

(3) 歩行者等の安全に係る事項

ア 工事期間中の通学路の安全確保について、浜田小学校と協議を行った上、所定の届出書にて提出されたい。

イ 出入口における来店車両の誘導、歩行者等との事故を防ぐよう対策を講じられたい。

(4) その他手続に係る事項

ア 景観法に基づく景観計画区域内における行為の届出書の届出内容に変更がある場合は、市と協議の上、景観計画区域内における行為の変更届出書を提出すること。また、工事完了後速やかに景観計画区域内における行為の完了届出書を提出されたい。

イ 尼崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請書の内容に変更がある場合は、変更申請を行うこと。また、工事完了後直ちに屋外広告物取付完了届を提出されたい。

ウ 尼崎市住環境整備条例に基づく事前協議の届出内容に変更がある場合は、事業内容変更届出書を提出し、変更箇所について関係課と協議されたい。

エ 尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の届出内容に変更がある場合は、駐車施設変更届出書を提出されたい。

オ 尼崎市の環境をまもる条例に基づく事前協議の届出内容に変更がある場合は、事前協議変更届出書を提出されたい。

カ 建設工事に伴い土地の形質変更部分の面積が3,000㎡以上となる場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、土地の形質の変更着手30日前までに一定の規模以上の土地の形質変更届出書を提出されたい。

キ 土壌汚染対策法の規定により指定又は確認を受けた土地の形質変更を行う場合は、事前に届出書を提出されたい。

ク 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する施設を設置する場合は、各法令の定める期限までに届出又は許可申請書を提出されたい。

ケ 重機を使用する場合、騒音規制法、振動規制法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する特定建設作業を伴う場合は、各法令の定める期限までに届出を提出されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年10月23日から1週間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市岩園町86番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市翠ヶ丘町19番36—207号

中西広高

3 許可年月日及び許可番号

平成29年2月23日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－7号（28芦屋）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市山崎町200番1、200番2の一部、201番1、201番3、202番、205番、206番、200番1地先里道、水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市中広1056番地1  
ひかり不動産 千 崎 淳 司
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年8月17日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－1－2号（30相生）

**病 院 局 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
財務会計システムほか 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成31年3月22日（金）
- (4) 納入場所

名 称	住 所
兵庫県病院局	神戸市中央区下山手通5－10－1
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2－17－77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13－9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1－1－137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立柏原病院	丹波市柏原町柏原5208－1
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1－6－7
県立がんセンター	明石市北王子町13－70
県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲520

県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1-2-1
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1-6-8

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課経営班  
電話（078）341-7711 内線3466
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成30年10月23日（火）から同月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成30年11月15日（木）午後3時 兵庫県庁1号館1階A会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年11月14日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年11月14日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険

会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成30年10月31日（水）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年11月22日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Financial Accounting System etc, 1 set

(3) Delivery period:

March 22, 2019

(4) Delivery place:

①	Hyogo Prefectural Hospitals Agency
②	Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
③	Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
④	Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center
⑤	Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
⑥	Hyogo Mental Health Center
⑦	Hyogo Prefectural Kaibara Hospital
⑧	Kobe Children's Hospital
⑨	Hyogo Cancer Center
⑩	Hyogo Brain and Heart Center at Himeji
⑪	Hyogo Ion Beam Medical Center
⑫	Hyogo Ion Beam Medical Center Kobe Proton Center

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 31, 2018
- (6) Deadline for tender:  
17:00 November 14, 2018 by mail  
15:00 November 15, 2018 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 3466

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年10月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

表たつの市の項中

「

たつの市室津センター	たつの市御津町室津285—2
------------	----------------

」

を

「

たつの市室津センター	たつの市御津町室津 285—2
たつの市立段之上会館	たつの市新宮町段之上431—3

」

に改める。